

## ポスト3・11—生存の倫理の再構築を目指して

中野佳裕

(国際基督教大学助手・研究員)

社会が維持され存続するのは、世代から世代へとその原理とか価値とかを伝えていく能力をその社会が持っているからです。何も伝えることができなくなったとき、あるいは何を伝えるべきか判らなくなって、来るべき次の世代を頼りにするようになったとき、その社会は病んでいると言っているでしょう。

——クロード・レヴィ=ストロース『遠近からの回想』、p286

### 1 日本を世界史の舞台に立たせる

福島原発事故の教訓は、日本の戦後史の文脈を超えて世界史の文脈で語らねばならない。なぜならこの事故は、ヒロシマ、ナガサキへの原爆投下、足尾銅山事件や水俣病に代表される公害事件、そしてチェルノブイリ原発事故と並ぶ、近代産業文明の一般的性格に関わる問題を露呈しているからだ。その一般的性格はいくつか挙げられる。

第一に、近代科学技術によって高度に体系化された経済社会機構に内在するシステムリスクがある。フランスの技術思想家ジャック・エリュール (Ellul 1977) が述べるように、近代社会において技術は社会全体を組織化する体制として機能する。近代人の生活環境は物理的自然との有機的關係においてではなく、科学技術を媒介として成立する。さらに科学技術は経済機構の生産

力を効率的に増加させることに利用される。かくして、近代人の生活は科学技術合理性と経済合理性に同時に服することになる。第二次大戦後の産業社会は、石炭・石油・原子力に代表されるエネルギー技術ならびにコンピューターによる情報通信・管理技術に依存する複雑な社会体制を構築してきた。しかしそれは同時に、科学技術や産業機構のメカニズムが機能不全に陥った際に生じる事故やリスクが、人間の判断力とコントロール能力を超えて増殖する社会となったことも意味する (Ellul 1988, pp.282-300)。大小様々な産業事故、金融工学に基づく投機経済に内在するリスク (例：サブプライム危機)、そして一連の原発事故と同様、福島原発事故は、生産力至上主義的な経済機構に内在するシステムリスクの大きさを例証している。

第二の一般的性格は、近代の科学技術体制とともに進化した戦争技術と軍事産業に関わる。原子力発電は、20世紀後半以降の世界史を特徴づけるもう一つの名称である「核の時代」の産物である。核の民事利用は、1953年のアイゼンハワー米大統領の「核の平和利用」演説を契機に推進されたが、その背景には米ソ冷戦構造下で進められてきた核の軍事利用がある (クック2011；黒崎2011；坂本1999, pp.12-13；高木2011, pp.69-75；土佐2011, pp.156-7；廣重1973, pp.234-249；室田1981, pp.188-202；吉岡1999, pp.9-18, 68-70)。原子力

エネルギーが先進諸国の経済発展を支える重要な技術として利用されてきたのは、これらの経済が米国の覇権政治を中心に組み立てられる国際政治上のパワー・ゲームと核の安全保障体制に支えられてきたことをも意味する（黒崎2006、2011）。ヒロシマ、ナガサキへの原爆投下、第五福竜丸事件、核保有国が行う核実験、そしてスリーマイル島やチェルノブイリの原発事故と同様、福島原発事故はこのような「核の時代」に起こった出来事である。このような時代感覚の重要性は、文学者の大江健三郎や村上春樹、国際政治学者の坂本義和など、多くの著名人による震災後の発言や著作においても確認できる（大江2011；村上2011；坂本2011）。

西谷修（2011）が指摘するように、東日本大震災と福島原発事故を契機に、日本は近代産業文明の抱える複数のシステミックなリスクを同時に経験するという意味で、まさに「近代産業文明の最前線」に立ったと言えよう。この意味において、3・11は、福島原発事故という単発の災害に対する反省を超えて、このような事故を招く条件を作った戦後日本の社会デザインの在り方や、もっと言えれば日本の近代の社会発展の在り方全体を問い直す契機を与える出来事である。また、既述した通り、近代産業文明、特に20世紀の「核の時代」における産業社会に共通してみられる一般的性格を有している点で、3・11後の日本が抱える様々な社会問題とその解決は、日本一国の文脈を超えて世界史的な文脈で議論される必要がある。

3・11後の日本を世界史に位置づけ、評価すること。これは、日本の近代の歩みを世界史の文脈の中で再検討することをも意味する。震災以後、マスメディアに登場する著名人によって、そして国内の様々な行事の場において、「頑張ろう日本」というメッセージが発せられる。このメッセージは、被災者への共感と連帯を超えて、国民経済再建のためのナショナルスティックな言説へと転換

する可能性を孕んでいる。日本の復興や原発危機管理をめぐる議論がこの種の国民主義に回収される場合、福島原発事故の文明的・倫理的問いは忘れ去られるかもしれない。また、福島原発事故を生み出した大きな背景である「核の時代」の根本的な問い直しを行うための世界史的な枠組みも、国内の政策論議や世論形成の場から取り除かれるだろう。

福島原発事故が投げかけているのは、わたしたちの生命（Life）の意味への問いにほかならない。生活としてのLifeの再建を議論する大前提としてある、「この世に人間として生まれ、存在する」という事柄の意味が問題とされているのである。この形而上学的な問いを歴史的・社会的な文脈に翻訳しなおすならば、「かくもわたしたちの生命の安全を脅かす生産力至上主義的な経済体制の妥当性」が問われているのである。

近代社会は人間の生存を保障するために、一方では戦争や紛争の恐怖からの自由を、他方では貧困や飢餓が起こす欠乏からの自由を求めて社会を組織してきた。経済も政治も科学も生存の保障の実現のために営まれてきたはずである。しかし歴史を振り返れば、産業文明の発達にしたがい、生存の保障手段であるはずの経済成長は目的化し、経済成長の実現のためには手段を択ばぬ体制が地球規模で組織化されている。多国籍企業による資源争奪（石油戦争、水資源の独占）や開発主義国家による資源開発計画などが、途上国の先住民族の生存基盤の破壊などの様々な犠牲を生んでいることは周知の通りである。

原子力エネルギー政策もまた、手段を択ばぬ経済発展の典型的事例である。一方で原発建設によって恩恵を受ける人々がいる。関連省庁、電力会社、原子炉メーカー、原発推進派の政治家、御用学者で構成される利益団体と、原発で作られる電力を消費する都市部の電力消費者がいる。しかし他方で、原発政策によって脅かされる生命や失

われる文化が存在する。ウラン鉱山で被ばく労働を強いられるオーストラリアのアボリジニ、原発立地自治体に押し付けられる原発事故と放射能汚染のリスク、原発誘致を巡り分断される立地自治体の社会関係、原発労働者が恒常的に晒される被ばく労働などがそうである。

産業化が進むに応じて人間の生活は生産力至上主義的な経済体制に依存するようになった。今日わたしたちは、金融工学や原発をはじめとする産業技術の抱えるシステミックなリスクを抱きかかえて生活せざるをえない。とはいえ、そのようなリスクを覚悟の上で、産業社会の与える生活機会を「主体的に」選択しながら満足のゆく生活を送る功利主義的なライフスタイルと価値観をわたしたちは容認している。

しかしその一方で、「この世界に生まれ、存在する」という生命現象の根本的次元に対する問いが忘却されている。存在を維持し形作る—eidosを与える—活動である「生きる」という行為に伴う責任や喜び、そしてそこから必然的に導き出される「生命の再生産の保障」という普遍的な命題は真剣な議論の対象とはならない。

この忘却は、人間という生物種あるいは〈私〉という自己の生命を支える様々な〈他者〉への無関心と連動している。人間同士の間柄でいえば、物質的に豊かな生活を享受する一方で経済開発の犠牲になる様々な人々の生命に対する無関心がある。また、生物種間における関係でいえば、人類を今ある条件の下で存在させている、36億年の地球生命史の中に現れては消えゆく多様な生命の営みへの無関心がある。「存在に対する忘却」とは、畢竟、人類あるいは自己を支える幾重もの「生命の贈与の輪」の忘却である。それは、「存在する」という行為に根源的に付きまとう応答責任(responsibility)の忘却でもある。存在論的倫理の欠如である。

福島原発事故を受けて、エネルギー政策の見直

しが日本において迫られている。原子力エネルギー政策を支える中央集権的で不透明な権力構造が問題視され、十電力会社の地域独占が批判の対象となっている。脱原発・反原発の社会運動は隆盛をみせ、原発依存から再生可能エネルギー中心の社会へとエネルギーシフトを目指す世論も高まっている。

ところで、これら脱原発運動や震災復興計画においては、しばしば「生命の安全・安心」というスローガンが提唱されている。問題は、このスローガンがどのような原理に基づいて発せられているかである。換言するならば、エネルギー政策の見直しを含め、福島原発事故後の日本社会の中で、「生命の安全保障」がどのような原理と価値に基づいて実現するか、という点が広く問われなければならない。いくつかの水準が考えられるであろう。以下では、主要な事項を、直近のミクロな生活空間に関わる問題から、国内の構造的な問題、そして国際的な問題へと視野を拡張させながら羅列してみる。(なお、リストの出発点は電力消費地である都市部の消費者に置く。その理由は、この思考実験を通して、大量エネルギー消費社会において比較的優位な位置にある主体が国内外の構造的暴力の克服へと連帯することの重要性を主張したいからである。)

まず、福島原発事故によって直接的に生命の安全が問題となる様々な主体や地域がある。

- ① 農産物・海産物・畜産物の放射能汚染から消費者の食の安全を守る。(主体=消費者)
- ② 電力消費地である都市部の生活環境の安全を守る。(主体=消費者)
- ③ 福島県をはじめ、原発災害の直接的被害を受ける農家・漁業者・畜産家の生計の安全。(主体=生産者)
- ④ 福島原発立地地域を中心に、原発被害のために住み慣れた土地を離れざるを得なく

なった住民の安全。(主体=原発被災地域の住民)

- ⑤ 放射能汚染地域で生活を続けざるを得ない住民の安全。(主体=原発被災地域の住民)
- ⑥ 原発事故収束のために動員される原発施設や関連区域の労働者の安全。(主体=原発労働者)
- ⑦ 福島原発事故という単発の原発事故が将来世代の生命に与えるリスク。(主体=将来世代)

次に、共時的・通時的に把握される日本国内の構造的な問題から議論されるべき生命の安全がある。

- ⑧ 過去の日本の原子力エネルギー政策全般にわたって共通してみられる、原発立地自治体の被る原発事故と放射能汚染の潜在的リスク。
- ⑨ ⑧を生み出す、地方と都市部の構造的格差、「原子力ムラ」に代表される中央主権的で情報の公開性の極めて低い非民主的な権力構造。
- ⑩ ⑧⑨が今後も維持される中で追加的な原発事故などが起こるとする。その場合に、事故発生時点で存在する消費者、農家・漁業者・畜産業者、被災住民、労働者などが被るリスク。
- ⑪ ⑧⑨が今後も維持された場合に、追加的な原発事故などで将来世代の生命が被るリスク。

⑧～⑪では、①～⑦以上に生命の安全に対するリスクの規模が共時的にも通時的にも大きくなることがわかるだろう。生命の安全保障も、福島原発事故という単発の出来事に対する責任以上のものへと必然的に一般化される。

最後に、国際的な文脈へと拡張させるとどうなるか。

- ⑫ 日本の原子力エネルギー政策が、ウラン鉱山開発現場での被ばく労働や原発技術の動力である石油採掘など、地球規模であたえる人的および生態学的負荷。
- ⑬ 原子力エネルギー政策だけでなく、日本の開発体制全般が地球規模で引き起こす人的および生態学的負荷。
- ⑭ 20世紀後半の「核の時代」を支える国際政治上のパワー・ポリティクスや核の安全保障体制が与える人的および生態学的負荷。
- ⑮ ⑫～⑭が今後も維持されたときに、地球上のすべての将来世代の生存に与える人的および生態学的負荷。

⑫～⑮では、生命の安全をめぐる問題が、一国国民の安全を超えて地球規模である。したがって生命の安全を保障する原理も、ナショナリズムや国家安全保障の原理を超えて普遍化される必要がある。

世界史的文脈から考えたとき、脱原発運動や震災復興計画の妥当性は、①～⑦という直近の問題に回答しつつも、その倫理的コミットメントを⑧～⑪という国内の構造的な問題、そして⑫～⑮の地球規模での構造的な問題へと普遍化できるか否かで判断される。このような世界史的な思考が要求されるのは、先に触れたように、電力消費地である都市部(東京)の消費者の生活が、日本国内および世界の様々な地域の間人や、自然界の他の生命とのつながりに支えられているからである。これら過去・現在・未来において関わるあらゆる〈他者〉との関係へ配慮(ケア)を投げかけ、これら様々な〈他者〉と共時的・通時的な連帯の絆を構築すること。これが、近代産業文明の引き起こした生存の危機を克服する際の一つの規範となるだ

ろう。そのような多元的かつ普遍的な連帯を構築するには、人間生命の往処である生命世界の持続的な再生産を保障する普遍的な倫理を構想せねばならない。次節では、この点をエンリケ・デュッセルの解放の倫理学を中心に考察する。

## 2 解放の倫理学から〈生存〉を考察する

### 2. 1 エンリケ・デュッセルの思想の可能性

1980年代に途上国社会を席卷した構造調整政策および冷戦崩壊後の新自由主義グローバリゼーションの拡大にともない、民衆の生活とそれを支える地域固有の生態系はいたるところで資本の論理の影響を一層激しく受けるようになっていく。今や〈生存〉は先進国と途上国の双方において無視できない問題である。グローバル資本主義の商品化圧力が引き起こす民衆の生存の危機をいかにして克服するか。近年、開発やグローバリゼーションに対抗する社会運動や思想潮流において議論される中心的なテーマは、まさにこれである。これらの社会運動や思想の動向に特徴的なのは、民衆の生存の保障が地域固有の生態系と文化の多様性の保障と密接に関わっていることを認める方向へと推移している点である。

例えば社会運動では、2009年2月にベレム（ブラジル）で行われた世界社会フォーラムが象徴的である。同フォーラムでは、グローバルな消費文化の拡大にともなう資源争奪の激化によってアマゾン地域の先住民族の生活圏が破壊される危険性が指摘された。また、グリーン・ニューディール政策を批判するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄のグローバル経済をより公正な仕組みに転換することを求めて〈脱成長〉経済の構築も提唱された（Massiah 2011, pp.73-7, 184-6）。

思想の分野でも、セルジュ・ラトゥーシュ、ヴァンダナ・シヴァ、栗原彬、花崎皋平らポスト開発論者の仕事がある（ラトゥーシュ2010；

Shiva 2005；栗原2006；花崎2002）。ポスト開発論では、人間生命の再生産に不可欠な地域固有の文化的・生態学的な生存基盤（サブシステム）が、生産力至上主義的な開発政策によって破壊されてきた歴史的事実が問題視される。また、生命の再生産を保障するオルタナティブな社会として、地域固有の生命系に立脚した多文化共生社会の構想が様々な角度から構想されている。

これらの社会運動や思想潮流と同様、3・11以後の日本でも生命の再生産の保障が中心テーマとなることは、既に一部の論者から指摘されている（嶋原2011；中野2011a）。それでは、生命の再生産を保障する社会をどのような原理に基づいて構想すればよいだろうか。政治哲学の観点から見たとき、今後議論されるべきはこの点にほかならない。

本節では、3・11以後の日本で望まれる社会体制の規範構築に関わる問題を、エンリケ・デュッセル（Enrique Dussel）の思想に基づいて考察する。デュッセルはアルゼンチン生まれで現在メキシコ在住の亡命哲学者である。1970年代にラテンアメリカで解放神学が興隆した頃、同神学の影響を受けながら「解放の哲学」（la filosofía de la liberación）と呼ばれる独自の哲学を構想した。デュッセルの哲学は、ポスト開発論からサバルタン研究にいたるまで今日のラテンアメリカ思想界に大きな影響を与えている。

デュッセルの「解放の哲学」の特徴は、人間の生存基盤を保障する倫理学を近代経済学と近代政治学双方の理論的枠組みの批判的再構築を通して構想している点である。その思想構築の歩みは、次のように展開してきた。まず、1970年代から1980年代のデュッセルの仕事は、主にマルクスの経済学批判をエマニュエル・レヴィナスの倫理学を通して再解釈することに傾倒している。マルクスの経済学批判を、グローバルな資本主義システムから排除されている犠牲者たち——〈他者〉——

の生存を保障する応答責任の倫理学へと発展させる試みである。デュッセルの思想の独自性は、ラテンアメリカの歴史的・社会的現実に関心する点にある。プロレタリアートだけでなく、インフォーマル経済における女性労働者、植民地支配を受けた先住民、ストリート・チルドレン、土地なし農民など、ラテンアメリカ社会において様々な形で生存を危ぶまれ、尊厳を失っている人々を〈他者〉と呼ぶ。そしてこれら〈他者〉の生存を保障し尊厳を回復する方向へと経済を転換することを目指している。

次に、デュッセルは、これらラテンアメリカ社会から排除されている〈他者〉が政治共同体の熟議プロセスに参加するための原理を構想している。これは、1990年代以降のデュッセルの著作のテーマである。彼は、多様な主体の参加と熟議に基づく社会作りという近代民主主義政治の形式上の理念を重視する。しかし、フランクフルト学派ハーバーマスの熟議民主主義理論では、手続き的合理性に基づく合意形成が強調されるあまり、権力の非対称性を考慮しない非現実的なコミュニケーション空間が想定される。そこでデュッセルは、レヴィナスの倫理学を応用しながら、社会において排除されている〈他者〉への応答責任を熟議プロセスの妥当性の評価基準とする。この再構築された熟議民主主義理論の責任原理は、以下のように要約される。(1) 社会的に強い立場にいる主体が、既存の社会体制の犠牲者を囲む具体的現実を正しく把握し彼ら・彼女らの要求に応答すること。そして、(2) 犠牲者の生存を保障する社会体制の確立を、犠牲者本人の社会参加や彼らとの連帯を通して促すこと、である。

デュッセルの哲学は、生産力至上主義的な開発政策やグローバリゼーションが引き起こす構造的暴力ならびに植民地主義の負の遺産からラテンアメリカの民衆を解放するための倫理学を構想する点で、ポスト開発論と問題関心を共有する。また、

それだけでなく、後者に欠けている視点も提供している。ポスト開発論は、開発パラダイムに支配されないオルタナティブな社会実践や規範が先進国や途上国の周辺部で発明されている事実に注目している。またこの観点から、近代国家と資本主義市場経済から相対的に自立した地域社会を構築するローカリゼーション戦略を提唱している。そのため、ポスト開発論者の事例研究は局所的な運動に焦点を当てる傾向がある。確かにポスト開発論者の研究は、西アフリカのインフォーマル経済の多様な実態 (Latouche 1998)、コロンビアのパシフィコ地域の生物文化多様性とエコロジー運動 (Escobar 1999, 2009; Escobar y Pedrosa 1996)、そして南部メキシコのサパティスタ蜂起 (Esteva and Prakash 1998; Latouche 2010) など、西欧近代の生んだ生産力至上主義的な開発パラダイムに依存しない社会運動の評価に貢献した。しかしその反面、これら局所的な運動の内部で創出される様々な実践や規範が、既存の国家政治や資本主義市場経済システムを構成する権力関係や制度的枠組みの中でどのような効果を持ちうるのか、というマクロな政治力学の分析視点が不足している。つまり、体制 (レジーム) としての政治共同体の在り方を検証・考察するには至っていない。

対照的にデュッセルは、ポスト開発論者と同様に開発やグローバリゼーションの犠牲者の具体的現実に注目しながらも、これら犠牲者の解放の可能性を、ローカルな実践からだけでなく、近代民主主義政治の形式的な制度・規範・権力関係を再構築する観点からも考察している (Dussel 2008, 2009)。さらに、ポスト開発論者の議論には欠けている英米のプラグマティズム哲学や言語行為論およびドイツ・フランクフルト学派のコミュニケーション理論を批判的に受容し、犠牲者たちの政治参加とエンパワーメントを可能にする開かれた熟議理論の構築を試みている。近代民主主義政治のマクロな制度と政治力学を視野に入れ、さら

に民主主義の形式上の理念である熟議の分析方法の再構築を行うことは、ポスト開発論や反グローバリズムの社会運動をより具体的かつ広い文脈で検討する際にも必要な研究手続きであろう。この点から、生命の再生産を保障する倫理学をデュッセルの哲学を軸に考察することは有用である。

## 2. 2 生命の再生産へコミットする倫理学

以下では、デュッセルの哲学の内容を、1998年に発表された『解放の倫理学：グローバル化と排除の時代において』（La Etica de la liberación）（フランス語訳：Dussel 2002）の内容を中心に議論する。同書は2.1でまとめたデュッセルの経済学批判と政治学批判が融合した著作であり、生命の再生産を中心価値とする倫理学の基本原則が理論化されている。この著作以後、デュッセルは「解放の政治学」と称してラテンアメリカの視点から近代政治哲学の批判的再構築を目指す著作を数点発表している（Dussel 2007a, 2008, 2009）。解放の政治学という独創的なプロジェクトの基盤を作った書として、『解放の倫理学』は1990年代以降のデュッセル思想形成史の中で重要な位置を占める。また、ラテンアメリカの社会思想全体においても、『解放の倫理学』はグローバリゼーション批判の重要書として高い影響力を誇っている。

紙幅の関係で本稿では『解放の倫理学』の議論のすべてを詳細に吟味することはできない。そのため、生命の再生産を倫理学の根本原則として定立させる第1章と、犠牲者への応答責任を論じる第4章の議論を中心に重要な論点を紹介していく。

まず、デュッセルは自身の倫理学の根本テーマを次のように説明する。

解放の倫理学は、生命の倫理学である。つまり、人間の生命がその内容である。この目的のため、最初に、〔生命の〕内容と具体性に

関わる倫理学（une éthique de contenu ou matérielle）の意味について説明する。解放の倫理学というプロジェクトは、〔既存の社会体制の中で〕否定されている犠牲者・被抑圧者もしくは排除されている者の生命の尊厳を認める倫理的批判を出発点として、適切な方法で発展する。〔……〕この章〔第一章〕でわたしは、あらゆる倫理学——とくに批判的倫理学——の普遍的原理を構成するいくつかの要素——ごく一部——を紹介する。その普遍的原理とは、共同体において倫理的な主体の一人一人の具体的生命を生産、再生産、および発達（desarrollo/ crecimiento）させる義務のことである。

（Dussel 2002, p 17）

この引用文で最初に注目すべきは、「生命の内容と具体性に関する倫理学」という表現である。「内容」と「具体性」は共に初期マルクスの思想から借用されている。デュッセルによれば、『経済学・哲学草稿』（1844年）においてマルクスはヘーゲル哲学における「形相」（*formel*）に対して *Material*（aで表される）というドイツ語を対置させている。*Material* は物理的物質を意味する *Materielle*（eで表される）とは異なり、人間の生命・生活の具体的な「内容」（*Inhalte*）を意味する（*ibid.*, p.21および p 43, fn.11）。マルクスが人間の現実、すなわち具体的で内容のある現実を哲学の対象としていたことがわかる。したがってマルクスの提唱するマテリアリズムとは、物理学的な物質主義（ドイツ語の *Materielle* で表される）のことではない。人間の物理的・精神的・文化的生命をその「具体的現実」において再生産することがマテリアリズムの意味するところである（*ibid.*, p 22）。

デュッセルは、マルクスの言う「人間の生命の具体的現実」を捉えることを自身の倫理学の基礎

に置く。さらに、人間の具体的生命の「生産、再生産、および発達」を人間社会の普遍的な義務として位置付ける。生命の生産・再生産・発達は、いずれも人間の生存に関わる。注意すべきは、デュッセルが「生存」(sobre-vivencia)という言葉に生物学的な意味ではなく、歴史的・社会的な意味を付与している点である。別の論文で説明している通り、「sobre-vivenciaのsobreは、(a)生命のより優れた精神的機能(概念化、価値評価、言語、自己意識、自由、自律性、責任)と(b)文化・歴史・宗教的精神性・美的成熟および人倫の固有で歴史的な発展を意味する」(Dussel 2007b, p.147, fn.15)。以上の基本原理から出発して、デュッセルは倫理学の批判的再構築を企てる。

『解放の倫理学』第1章の議論は、続いて事実判断と価値判断の相関関係へと進む。倫理学では行為や事柄についての価値判断を扱うが、ヒュームの経験主義以来、哲学では事実(is)と規範(ought)を分離して考えるのが通常である。またマックス・ウェーバーは事実の記述(description of facts)と価値判断(value judgment)を峻別し、後者を主観的なものとして科学の対象から退けた。以来、事実と価値の分離は社会科学方法論の基本となっている。

デュッセルによれば、近代哲学における事実と価値の分離の限界は、言明の分析において現れる。例えば、論理分析哲学では、言語分析の科学性を重視するあまり(例:A. J. エイヤー)、意味の分析から価値判断に関する議論を除外する傾向がある。また、タルスキの真理理論やフレーゲの意味(Bedeutung)と意義(Sinn)の区別に見られるように、命題(文)の真理性を、所与の命題に含まれる言葉の論理上の機能から導出しようとする。その結果、言語が言語の外にある実在を指示対象とする可能性が真理判断の議論から捨象される(Dussel 2002, p.24)。

デュッセルは言語分析の形式主義(フォルマリ

ズム)に反対し、言明の真理基準を「人間の生命の具体的現実」に置くことを主張する(《ibid.》, p.23)。デュッセルによれば、人間生命の具体的現実とは、生命の再生産を問題とする点で普遍的な現実である。また、その真理性の性質に関しても、分析哲学における事実の形式的判断を「理論的真理」とするならば、人間の生命の具体的現実とは「実践的真理」である(《ibid.》, p.28)。かくしてデュッセルの倫理学では、人間の具体的現実の記述(事実判断)と価値判断の不可分性が、分析哲学とは異なる基準で確立される。さらに、形式論理学における事実判断(理論的真理)の論理構造の中に、人間の生命の再生産を真理基準とする規範が含まれることを論証しようとする。その論証手続きは以下の通りである。

例文1: ジャンは食べる。(《ibid.》, p.29)

例文1は、事実についての判断である。デュッセルによれば、この事実判断には、「『ジャン』という人間主体の固有名を引用することで、物体・植物・他の動物とこの人間主体を区別する」という行為が含まれる(《ibid.》, p.29)。なぜなら固有名をもつことで、わたしたちはこの「ジャン」を人間の生きた現実として認知するからだ(《ibid.》, pp.29-30)。こうして、「ジャン」という固有名には、この主体に関係する様々な具体的現実が付与される。例えば、「ジャンはある家族の一員である」「市民社会の一員である」「ある国家に属している」。

次に、この主体の「食べる」という行為は生命一般にとって、とりわけ人間主体としての媒介である(《ibid.》, p.30)。しかも、この「ジャン」が食べる何かは、彼がどこかで購入したものか、自分で生産したものか、もしくは盗んだものである(《ibid.》, p.30)。

以上の分析からデュッセルは、「ジャンは食べ

る」という事実判断を、形式論理学上の判断ではなく、この主体を囲む具体的現実に関する判断として扱う必要があると指摘する (*ibid.*, p.30)。さらにこの見解を敷衍して、人間生命の具体的現実根拠を置く倫理学では、「形式的な事実判断あるいは文化価値に関する判断が共同体におけるこの人間主体〔ジャン〕の生命の生産・再生産もしくは発達の可能性を指示するか否か、を決定することが可能である」と主張する (*ibid.*, p.30)。

では、上述の例文1からどのようにして規範性を導き出せばよいか。デュッセルは例文1を次のように展開させる。以下の2つの例文の( )内の表現は、原文では関係代名詞で説明されており、いずれもジャンという固有名の具体的内容を指示している。

例文2：ジャン（生きている人間主体であり、彼は自分自身の生命に対して責任を有する）は食べる。 (*ibid.*, p.30)

例文3：ジャン（彼は自己意識を持つ生命体である）は食べ続けるべきである。 (*ibid.*, p.35)

例文2ではジャンの生物的・文化的事実に関する説明が加えられている。そして例文3では、2に基づいて倫理的な「義務」が導出される。なぜこのような推論が可能なのか。二つの根拠がある。第一に、デュッセルは、生命体としての人間の具体的現実においては、生命の再生産が普遍的なテーマとなる、という実践的な観点から倫理を考えている。そのため、人間主体のあらゆる行為に関する記述（事実判断）には、その行為が生命の再生産に寄与するか否かという規範的問いが隠されているのだ。第二に、人間の生命は社会的な生活の中で維持されるため、生命の再生産に関する価値判断は、問題となる主体が帰属する共同体全

体に関わる判断となる。つまり価値判断はウェーバーのように主観的なものではなく、普遍的なものとなる。デュッセルは次のように述べている。

倫理学は、必ずしも主観的な価値判断評価の枠組みのみを扱うものではない。倫理学は、自己意識を持つ、文化的で、自己自身の生命に責任をもつ人間存在の生存という喫緊の要求を実現する。生態学的危機は最良の事例である。人類は、集団的自殺への道を求めない限りは、破壊的で技術主義的な資本主義の意図せぬ影響を、倫理的あるいは自己自身の生命に責任をもつ方法で「正す」ことを決断することもある。[……] わたしが倫理学の普遍的で具体的現実に関わる原理の記述を提案するのはこのような理由からである。この原理は、人間生命一般の規準から出立して考えられる、あらゆる規範・行為・構造的ミクロ権力・制度あるいは倫理体系の情動的かつ文化的・価値判断的（解釈学的・象徴的）な命令を含む「感性」としての身体性の原理である。倫理的に行動する者は、自己自身の生命に責任をもつ仕方、生活共同体における各人の具体的な生を産し、再生産し、そして発達させる義務を負う [……]。

(*ibid.*, p.37)

『解放の倫理学』では、「人間生命の生産・再生産・発達」というこの普遍的原理に準拠する規範の型が、いくつかの分析水準にわけて重層的に論じられている（表1）。最終的に、「社会における実行可能性」という実用的な水準まで普遍的原理の応用が考察される。犠牲者を解放する倫理学を、メタ倫理学の視点からだけでなく、応用倫理学の視点からも構想するデュッセルの態度は評価に値する。

表1は、左端に最も普遍的な根本原理が置か

表1：「基礎的な」倫理学（倫理学Ⅰ）の様々な分析水準（Dussel 2002, p 110より引用）

モメント	Ⅰ. 具体的現実の倫理		Ⅱ. (形式的な)倫理	Ⅲ. 戦略的な規範	Ⅳ. 道具的な分析手段	Ⅴ. 倫理の実行可能性
Ⅰ. 合理性の類型	a. 実践的・具体的理性	b. 倫理的・根源的理性	討議的理性	解釈学的な戦略的理性	理論的あるいは道具的理性	実行可能性に基づく倫理的理性
Ⅱ. 基準	真理(a)	承認	妥当性(a)	価値	意味あるいは効果	実際の事項可能性
Ⅲ. 原理	具体的現実に関わる普遍倫理	平等の倫理	形式的な普遍倫理(b)	規範的倫理あるいは戦略的倫理		倫理の実行可能性
Ⅳ. 基本原理に反対する価値	死を正当化するシニシズム	不平等を正当化するシニシズム	懐疑主義			無政府主義的なユートピア主義
Ⅴ. 合理性の類型	事実判断(a)；規範的な言明(b)	左に同じ	事実判断(a)；規範的な言明(b)	価値判断；評価的言明	抽象的あるいは形式的事実の判断	事実判断(a)；規範的な言明(b)
Ⅵ. 主体	(実践的)倫理的主体の生命	平等な相手としての他者	実践的で合理的な合意	(実践的な)手段=価値	(理論的・技術的)手段=目的	善の実行可能性
Ⅶ. 判断基準の型	実践的真理	左に同じ	倫理的妥当性	公正さ	理論的あるいは技術的真理	善および実行可能な妥当性
Ⅷ. 問題関心の型	具体的現実に関わる倫理	承認の倫理	解放	戦略的解釈学	効果あるいはパフォーマンスティブ	実現可能な倫理

れ、右端に最も実用的な基準が置かれている。そして両者をつなぐ様々な倫理水準が中間に置かれている。この表でデュッセルが試みているのは、いわゆるマックス・ウェーバーの「心情倫理」と「責任倫理」との間の乖離を埋める倫理基準を設定することである。人間生命の具体的現実根拠を置く根本原理を実行可能な行動規範へと翻訳する媒介役として、討議や戦略的倫理の役割が重視される (ibid., pp.112-3)。実際の社会における経済的・政治的・技術的結果の妥当性は、表1の各水準によって評価される。しかも、実行可能性という実用的な基準の妥当性は、常に具体的現実に関する普遍倫理の基準に照合されながら判断される。この点は、例えば、電源交付金などの短期的な収益を重視するあまり、人権保障や環境保全を脇に置いて原発立地を行うなど、実用性に関する価値判断が人間生命の再生産という根本原理から乖離する危険を防ぐことにも貢献する。

以上の考察を踏まえて、『解放の倫理学』第4

章では、既存の社会秩序において排除や差別を被っている人々（デュッセルの言葉では「犠牲者」）を解放する行動規範が組み立てられている。まず、既存の社会秩序を批判する際には、犠牲者を「犠牲者」として捉える必要がある。その際の判断基準は、「生命の再生産が不可能な状況に犠牲者が置かれている」という事実に基づかなければならない (ibid., p.142)。犠牲者が置かれているこの具体的現実から出発して、デュッセルは次のように展開する。(以下の8つの例文は、デュッセル自身による思考実験である。)

(1) ここに貧困に苦しんでいる人がいる。彼は犠牲者だ！ (p 139)

(2) [貧困状態という] この行為あるいは環境(貧困状態は犠牲者の生存を不可能にしている)は、同時にこの人の主体としての尊厳を否定し、社会の発言の場から排除している。(p 143)

(3) 悲惨な状況に陥っているこの人は、社会体

制Xの結果（犠牲者）である。（p.145）

（4）わたしは、この犠牲者を、固有の尊厳をもつ一人の人間として承認する。また、この犠牲者は、既存の社会体制Xの他者として存在する。（p.145）

（5）この承認は、社会体制Xに直面するこの犠牲者に対して応答責任をもつ者としてわたしを位置づける。（p.145）

（6）この倫理的義務——なぜならわたしはこの犠牲者に対して応答責任をもつからだ——によって、わたしは、この犠牲者を引き受ける義務を負う。（p.145）

（7）社会体制Xに直面するこの犠牲者に対して責任をもつ人間として、わたしはこの社会体制を批判すべきである（この「～すべきである」は、倫理的義務である）。なぜならこの社会体制Xは犠牲者の存在を否定するからだ。（p.146）

（8）様々な犠牲者を生み出さないように気を付けなければならない。なぜなら、その場合、わたしもあなたも彼らの死に責任があるからだ。わたしもあなたも、彼らを殺害した者として批判されるのだ！（p.147）

所与の社会体制（X）において生命の再生産が不可能である事実の記述から始まり、犠牲者に対する〈私〉の応答責任が導出される。究極的には、犠牲者の生存を保障するために、社会体制の批判（そして転換）へと責任の内容が具体化される。（8）に見られるように、犠牲者の生存を保障する応答責任は共同的なものである。こうして、社会体制を批判する連帯が犠牲者の名において形成される。

以上で述べたデュッセルの思考方法の利点は、「生命の再生産の不可能性」を事実判断の基準に置く点である。これは例えば、開発政策の目的ならびに期待される結果の妥当性を吟味する基準にもなる。例えば、山口県上関町における原発立地

計画を考えてみよう。原発立地は、上関町の過疎化・高齢化を防ぎ、雇用機会を与える地域開発計画として期待されている。ところが、原発立地によって、同じ上関町に所属する離島の祝島の住民の生計（漁業・農業）が断たれる可能性がある。また、仮に原発が稼働したとして、原発事故時には離島であるがゆえに島民の避難場所が即座に確保できない。祝島の住民の「人間の安全保障」が重層的に侵害される可能性がある。

上関町の中には、原発立地による雇用創出によって失業や低所得から解放される人もいるだろう。これらの人々の生存条件の保障に寄与するものとして原発立地を評価するという考え方もある。しかし、同時に祝島島民の生存の保障も考慮するとどうなるか。島民の生存は、原発建設の許可が下り、建設地の埋め立てが始まると同時に、直ちにその影響を受ける。つまり、祝島島民の方が、より根源的に生命の再生産が不可能な状況に陥るといえないだろうか。

このように、「生命の再生産の不可能性」という基準から社会状況の事実判断を行うことは、優先して守るべき顕在的・潜在的犠牲者（およびその環境）を特定することに役立つ。優先して守るべき犠牲者へのコミットメントを失わない方法で隣接する社会問題（例：上関町の過疎化・高齢化、雇用確保）について取り組むことが、一つの倫理的基準となる。この観点から、上関町を現在のような状況に追い込んだ戦後日本の社会体制を、近隣市町村住民や都市住民も巻き込みながらより公正な体制へと転換していくための基準が形成される。

つまり、デュッセルの倫理学を応用することで、実用的な問題関心（雇用、福祉の充実など）と守るべき根本価値（生命の再生産の保障）の乖離——あるいは政策決定における前者の独り歩き——を極力防ぎながら地域社会の成熟を考察することが可能となる。また、地域社会の成熟を考察

する際に、その社会の周囲の人々にも、社会の構造的暴力を共に克服する共同責任を促すことを可能にする。

### 3 脱成長の正義論へ

拙稿「脱成長の正義論」(中野2011b)は、上関原発計画に揺れる祝島島民の生存の問題を通して、原子力エネルギー政策に支えられる日本の消費社会の構造的暴力を考察した論文である。また、デュッセルの『解放の倫理学』と同様に、生命の再生産の保障を根本原理とする社会正義の構想を探求した論文でもある。「脱成長の正義論」は、祝島島民の生存条件を脅かす支配・差別・排除の構造を可視化し、原発立地の妥当性について公正な議論を行うための物差しの提供を主要な目的としている。したがって、デュッセルの基礎的倫理学の分析基準(表1)に照合するならば、「Ⅰ. 具体的現実の倫理」から「Ⅱ. (形式的な)倫理」へ至る道筋を提供する正義論であると言える。

脱成長の正義論で筆者は、現代民主主義理論における二つの議論を脱成長論の視座の下で結び付けようとした。一つ目は、正義論のテーマの重点を、富や財の分配の問題よりもむしろ、支配や排除などの構造的暴力の克服に置く試みである。上関原発計画の事例では、構造的暴力が経済的次元だけでなく、祝島住民の自尊心や周囲の生物多様性など、文化的・生態学的次元にも及ぶことが明らかになった。したがって、単なる経済的機会(雇用や所得)の分配を超えて、島民の文化的・生態学的な生存基盤の保障という観点から社会正義を構想する必要性を論じた。

第二点目は、文化的・生態学的な生存基盤を保障する規範として、1990年代以降の自由主義政治理論において議論されている一連の規範を応用する試みである。具体的には、「差異の承認」「ケー

パビリティの向上とその公正な分配」「ディーセントな社会(民衆が制度に辱められない社会)」の三つが応用された。従来の正義論では、「差異の承認」は文化的マイノリティの承認など多文化主義(マルチカルチュラリズム)の文脈で議論されるのが通常である。また、「ケーパビリティ」と「ディーセントな社会」は、近代社会における諸個人の政治的・経済的・社会的権利ならびに尊厳の保障という文脈で議論されてきた。しかし、脱成長の正義論では、これら三つの規範を生物文化多様性の承認、そして地域固有の生命系に依存する人間集団の生存可能性の保障へと、その適用範囲を拡大させる方向で議論した。

このような議論を展開した理由もまた二点ある。第一に、西洋政治思想に根強い人間中心主義を相対化し、人間存在の根拠を生命系に立脚させる必要性があった。また第二に、従来の社会正義論が経済成長を前提とする福祉国家モデルにおける経済的・政治的生存機会の保障を構想していたのに対して、経済成長を中心価値としない——脱成長志向の——生存機会保障の道筋を立てるためでもあった。言い換えれば、諸個人の生存の保障という近代民主主義政治の基本原則を、生命の再生産の基盤である生命系に近づける方向で再構築することを試みたのである。こうして提案された脱成長の正義論の二つの原理は、以下の通りである(中野2011b, p.61-2)。

原理(1) 持続可能性(サステイナビリティ)の原理

A——社会はその文化的・生態学的な生存基盤(サブシステム)を持続的に再生産していく構造をもたねばならない。

B——持続可能な再生産を可能にするためには、社会が自らの生産・消費活動に対して量的・質的な側面から節度を設けるシステムを持たねばならない(民主的な自主規制の原則)。

## 原理（2）多様性の承認の原理

C——人間の生存基盤の生命系に組み込まれており、多様である。公正な社会は、生存基盤の多様性の承認を前提とする。

D——社会は民衆を辱めることがあってはならない。生存基盤の多様性に尊厳を与える社会制度・社会構造でなければならない（ディーセントな社会の原則）。

これら二つの原理は生命の再生産を保障するための形式的な倫理であり、その含意や解釈の幅は、現代日本の様々な社会問題の中で吟味・検討されることで肉付けされる必要がある。特にこれらの原理を保障する制度的基盤の構築は重要課題である。

「脱成長の正義論」で筆者は、二つの原理をさらに具体的な文脈で議論するための三つの基準を提案した（*ibid.*, pp.65-70）。その第一番目の基準は基本的人権の保障である。近代立憲民主主義の歴史を考慮するならば、民主主義のエートスとしての人権制度は諸個人の生存の保障を実現するための制度的基盤として保守すべき、あるいは解体・再構築されるべきものである。人間存在の根柢を地域固有の生命系に置くことで、人権概念の内に政治的・社会的・文化的権利だけでなく、生態学的基盤を守る責任も含めることが可能となる。

生産力至上主義的な開発とグローバリゼーションの引き起こす地球規模での生態学的危機は、現在と将来世代にわたる人類の生存を危うくしている。そうであるならば、基本的人権を含めた近代立憲民主主義の制度的枠組みを生命系に近づけることで、生命の再生産の基盤を守る政治体制（コンスティテュション）を構想することは理に適った見解であると言える。では、このような政治体制の構築はいかにして可能であるか。体制転覆な

どの革命を通して全く新しい社会の樹立を目指すよりは、近代立憲民主主義の制度とエートスに新たな意味を付与し、生存の様式を近代民主主義政治の内側から変容させていく戦略が現実的であろう。わけても日本国憲法においては、生命の再生産を保障する社会の展望の萌芽が既にその理念の内に存在している。日本国憲法のこの可能性を活かすことが最も建設的かつ創造的な道ではないだろうか。

政治哲学者の千葉眞は、その著『「未完の革命」としての平和憲法』（2009年）において、日本国憲法の平和的生存権の意味を論じている（千葉2009、第7章）。千葉がまず注目するのは憲法第13条である。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

一般的に幸福追求権と言われる憲法第13条であるが、千葉は、生命の権利が幸福追求権よりも先に挙げられている点に注目する。そして、平和的生存権がこの生命に対する権利（生命権）を基礎としていることを千葉は次のように主張する。

平和的生存権は、生命権（生命に対する権利 / rights for life）が認識されていない場合には、まったく意味をなさない権利であるといえよう。生命権は、自由権や幸福追求権などを含む諸種の権利のなかでも根源的な権利であって、それらの権利群を基礎づけている基底的权利である。地球上の万人の生命が尊重されねばならないことを要求する生命権は、究極の人権であり、「切り札の人権」とも呼ばれている。このように平和的生存権は日本国憲法の法理におい

て、この生命権という基盤に依拠しつつ、同じくその基盤の上に作動する自由権を片方の軸足とし、さらに同一の基盤の上に作動する幸福追求権をもうひとつの軸としながら、根拠づけられている。平和的生存権が基本的に第13条「生命、自由及び幸福追求の権利」に帰属しているというのは、まさにこの意味においてである。

(*ibid.*, p 198)

平和的生存権の基盤が生命権にあるのだとすれば、生命の再生産を保障する社会の構築の可能性は、まさにこの生命権における「生命」の意味の解体・再構築にかかっていると言える。第二次世界大戦後の日本は、戦後復興から高度経済成長を経て成熟経済へいたるまで、経済成長中心の福祉社会を理念としていた。いわば生産力至上主義の経済に依拠する福祉である。しかし、この生産力至上主義の経済は、水俣公害をはじめとする公害問題、ローマ・クラブの『成長の限界』以来指摘されている地球環境破壊、投機的金融経済が引き起こす食料・資源価格の高騰、そしてチェルノブイリや福島原発事故など、生命の安全を脅かしてきたことも事実である。この歴史的事実を考慮するならば、生命権の根拠を、従来の福祉社会の原理を超えて生命の再生産の基盤である生命系へ立脚させることは、平和的生存権の保障を約束する社会へと日本を再構築していくために最も望まれることではなかろうか。

東日本大震災と福島原発事故は、戦後日本の中央集権的な経済構造とそれを支えてきた利権の構造を露わにした。震災から復興へ向かうプロセスは、わたしたちの生存の拠り所を問い直すプロセスであるといっても過言ではない。原発依存社会の是非を問う様々な運動や議論はまさにその兆候であると言える。

わたしたちの生命を守るためには、経済的な生活手段を保障するだけでは足りない。わたしたち

の生物的身体を支える自然環境を同時に守ることも要求される。生命権は、わたしたち人間の生命を支える他のあらゆる生命との縁を守る権利である。生命権はまた、将来世代の生命の権利でもある。生命権を守るとは、まだ見ぬ未来の生命の声にならない声に今・ここで応答しながら現在を生きる責任をわたしたちに付与する。さらに、日本一国にとどまることなく、日本に暮らすわたしたちの生活を支える全人類の生命権の保障へと導くものである。現代世代と将来世代の全ての生命の再生産を公平に保障するこの普遍主義に立脚し、今日の日本社会が抱える様々な構造的暴力を是正する道筋を立てる必要がある。ポスト3・11の日本が国内だけでなく国際的にも指導力を発揮するとすれば、この道にほかならない。脱原発もまた、このような普遍主義的な責任原理に立脚して議論されるべきものである（本稿第一節の⑫～⑮を参照されたい）。

脱成長の正義論は、3・11以後の日本社会に露呈している戦後経済発展の様々な歪みを反省し、生命の再生産を保障する社会へと転換するための議論の道筋の一つである。それは、各地域の様々な運動や社会的実験と日本国憲法の平和的生存権との間に新たな分節化（articulation）を起こすための媒介的規範であると言ってもよいだろう。

#### 4 結論

東日本大震災と福島原発事故を契機に、戦後日本の社会デザインが改めて問い直されている。放射能汚染対策、震災復興、エネルギー政策転換、地域社会の自治、農業・漁業の再生など、一刻も早い解決が望まれる一方で、安易に解答が得られない問題が山積している。本稿が最も伝えたいことは、実用的な対案が望まれる喫緊の課題であったとしても、問題の根本を辿り、守るべき理念や価値を確認した上で、そこから実行可能な行動規

範を導くまで、慎重に議論と反省を重ねる倫理学の必要性である。生命の再生産の保障は普遍的な主題である。しかし、これまでわたしたちが依拠してきた経済や政治は、この主題に対応するだけの制度的基盤を持ち合わせていない。解放の倫理学と脱成長の正義論はまさに、この問題に挑戦する倫理学である。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 大江健三郎、2011、「私らは犠牲者に見つめられている」『世界』2011年5月、30-33頁。
- 栗原彬、2006、『「存在の現れ」の政治—水俣病という思想』以文社。
- クック、ステファニー、2011、『原子力 その隠蔽された真実—人の手に負えない核エネルギーの70年史』藤井留美訳、飛鳥新社。
- 黒崎輝、2006、『核兵器と日米関係：アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960-1976』有志舎。
- 黒崎輝、2011、「日本の『原子力平和利用』を促したアメリカの戦略」『外交』Vol. 8、2011年7月号、32-35頁。
- 坂本義和、1999、「近代としての核時代」坂本義和編『核と人間 1 核と対決する20世紀』岩波書店。
- 坂本義和、2011、『人間と国家（上）（下）』岩波新書。
- 鳴原敦子、2011、「東北から『脱原発』社会を」『ピープルズプラン』第54号、43-46頁。
- 高木仁三郎、2011、『原子力神話からの解放—日本を滅ぼす九つの呪縛』講談社文庫。
- 千葉真、2009、『「未完の革命」としての平和憲法—立憲主義思想史から考える』岩波書店。
- 土佐弘之、2011、「ハイブリッド・モンスターの政治学—不確実性という活断層」『現代思想』2011年5月、Vol.39-7、154-163頁。
- 中野佳裕、2011 a、「生まれてくる生命を支える社会を創る」『世界』2011年5月、69-73頁。
- 中野佳裕、2011 b、「脱成長の正義論」勝俣誠、マルク・アンベール編『脱成長の道—分かち合いの社会を創る』コモンズ。
- 西谷修、2011、「近代産業文明の最前線に立つ」『世界』2011年5月、80-88頁。
- 花崎皋平、2002、『〈じやなかしゃば〉の哲学—ジェンダー・エスニシティ・エコロジー』インパクト出版会。
- 廣重徹、1973、『科学の社会史』岩波書店。
- 村上春樹、2011、「非現実な夢想家として」東京新聞、2011年8月9日、第11面。
- 室田武、1981、『原子力の経済学—くらしと水土を考える』日本評論社。
- 吉岡斉、1999、『原子力の社会史—その日本的展開』朝日選書。
- ラトウーシュ、セルジュ、2010、『経済成長なき社会発展は可能か？ 〈脱成長〉と〈ポスト開発〉の経済学』中野佳裕訳、作品社。
- レヴィ=ストロース、クロード、2008、『遠近からの回想』増補新版、竹内信夫訳、みすず書房。

### 【外国語文献】

- Dussel, Enrique. 2002. *L'éthique de la libération : A l'ère de la mondialisation et de l'exclusion*. Paris : L'Harmattan.
- Dussel, Enrique. 2007a. *Materiales para una política de la liberación*. Plaza y Valdés Editores.
- Dussel, Enrique. 2007b. «Algunos principios para una ética ecológica material de liberación» in *Materiales para una política de la liberación*. Plaza y Valdés Editores.
- Dussel, Enrique. 2008. *Twenty Theses on Politics*. Durham and London : Duke University Press.
- Dussel, Enrique. 2009. *Política de la Liberación*

- Volumen II: Arquitectónica*. Madrid: Editoria Trotta.
- Ellul, Jacques. 1977. *Le Système technicien*. Paris : Calman-Lévy.
- Ellul, Jacques. 1988. *Le bluff technologique*. Paris : Hachette Littératures.
- Escobar, Arturo. 1999. *El final del salvaje: Naturaleza, cultura y política en la antropología contemporánea*. Santafé de Bogota: CEREC.
- Escobar, Arturo. 2009. *Territories of Difference: Place, Movements, Life, Redes*. London and Durham: Duke University Press.
- Escobar, Arturo. y A. Pedrosa. eds. 1996. *Pacífico ? Desarrollo o Diversidad?: Estado, Capital y Movimientos Sociales en el Pacífico Colombiano*. Colombia: CEREC.
- Esteva, Gustavo and M. S. Prakash. 1998. *Grassroots Postmodernism: Remaking the Soil of Cultures*. London : Zed-Books.
- Latouche, Serge. 1998. *L'autre Afrique : entre don et marché*. Paris : Albin-Michel.
- Latouche, Serge. 2010. *Sortir de la société de consommation*. Paris : Les liens qui libèrent.
- Massiah, Gustzave. 2011. *Une Stratégie Altermondialiste*. Paris : La Découverte.
- Shiva, Vandana. 2005. *Earth Democracy: Justice, Sustainability and Peace*. London: Zed-Books.

## 謝辞

本稿は、『「未完の革命」としての平和憲法』との邂逅がなければ完成することはなかった。思想豊かなこの書を執筆された千葉眞先生にこの場を借りて謝意を表し、本稿を捧げたい。また、本稿執筆の素地となる講演（2011年7月）を企画して下さった ATTAC 京都の皆様にも感謝申し上げたい。